

チェックシート

このシートは、あなたの事業が、「大分市創業者応援事業補助金」の対象となるかを確認するためのものです。
また、申請にあたりご承諾いただきたいことを記載しています。下記の項目を確認し、本補助金の申請時に、このシートをご提出ください。

※他の条件により、補助対象にならない場合があります。

※以下は概要のため、申請の際は、大分市ホームページと「大分市創業者応援事業補助金」募集要領を必ずご確認ください。

申請者名	事業所所在地(予定地)
私は、下記の確認事項について要件を満たしており、事実と相違ありません。	
1. 対象者：以下の要件を全て満たす方が対象となります。	
創業前、または創業5年未満の中小企業者（個人事業主または法人）であること。	
次のいずれかに該当すること。 ・法人の場合、大分市内に本店を置いていること（予定含む）。 ・個人事業主の場合、大分市内に主たる事業所を置き、かつ大分市民であること（いずれも予定含む）。 ※社会福祉法人、医療法人、NPO法人、財団法人等は補助対象外	
第二創業（※）や他の者が行っていた事業を継承して行う事業ではないこと。 ※既に事業を営む中小企業者（創業後5年未満の者を除く）が新事業・新分野に進出する経営多角化や事業転換を図ること、既に事業を営む会社が新会社を設立すること等	
フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業ではないこと。	
大企業またはその役員から50%以上の出資を受けている者等の「みなし大企業」ではないこと。	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可または届出を要する事業ではないこと。	
暴力団もしくは暴力団員と密接な関係がないこと。	
本補助金の補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする大分市の他の補助金を受けていない、または受ける予定でないこと。	
過去に大分市創業者応援事業補助金の交付を受けていないこと。	
市税の滞納がないこと。	
2. 事業所開設：以下の要件を全て満たす方が対象となります。	
新規開設や事業規模拡大に伴い開設する大分市内の事業所であること（予定含む）。	
建物の賃貸借契約を締結して開設する事業所であること（予定含む）。 ※住宅兼用になっている事業所や間借り物件は補助対象外	
仮設または臨時の店舗等ではなく、恒常的に設置する事業所であること。 ※公的機関のインキュベーション施設等の入居期間に制限がある事業所は補助対象外	
事業所の賃貸借契約について、申請日の6ヵ月前の日から3ヵ月後の日までに契約したものであること。	
3. 注意事項：申請にあたり、以下の項目について承諾していただきます。	
申請時点で事業所の改修内容やホームページ制作費用などの見積書等の取得が必要となります。 ・明細書 ・消費税抜きの金額がわかるもの ・実施年度別に金額がわかるもの ※申請日前に契約（事業所の賃貸借契約を除く）や発注した経費は補助対象経費とはなりません。	
事業計画書等による事業内容の審査があります。審査内容については一切お答えできません。 ※審査の結果、交付決定を受けた場合のみ、補助金が交付されます。	
次のいずれの場合、事業所賃借料は補助対象経費となりません。 ※事業所の所有者と補助事業者が同一人物である。 ※事業所の所有者と補助事業者が2親等以内の親族または法人及びその役員である。	
補助金交付までの資金の確保が必要です。本補助金は精算払いです。補助対象経費をご自身で支払った後、年度末（3月）と翌年度の事業完了日後の2回に分けて大分市に実績報告書を提出することで年度ごとに補助金が支払われます。 支払証拠書類などが揃わない場合、補助金は交付されません。	
事業完了報告までに創業支援等事業者による「特定創業支援等事業（※）」を受け、大分市から証明書の交付を受ける必要があります。 ※支援機関による経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく継続的な相談、セミナー等のこと。	
事業が完了してから3年間、年に1回程度、事業の進捗状況について大分市に報告が必要です。	
補助事業者となった場合、企業名、事業計画の概要などについて公表いたします。	

●大分市創業者応援事業補助金のご案内●

チャレンジ

創業!

補助額 上限
200万円



創業者の事業所開設を応援します！

本市における創業及び創業者の成長を促進するため、
創業時に必要な事業所賃借料や改修費、
法人化、販売促進に要する経費の一部を補助します。

制度に関する説明
動画はコチラ



補助事業の概要

1. 補助対象者

- 次のいずれかに該当する創業前、または創業後5年未満の中小企業者が対象となります。
- ・法人の場合、大分市内に本店を置いていること(予定含む)。
 - ・個人事業主の場合、大分市内に主たる事業所を置き、かつ大分市民であること(いずれも予定含む)。

2. 補助対象事業

創業または創業後の事業規模拡大を行う事業で、事業活動を行うための新たな事業所の開設(賃貸借契約によるもので、開設場所が大分市内に限る)を伴うものが対象となります。

3. 補助対象経費

経費区分	補助率	補助上限額	1事業者あたりの補助上限額
①事業所賃借料	1/2 以内 ※女性・若者・シニアの 場合は2/3以内	月額5万円(通算60万円)	200万円
②事業所改修費用		100万円	
③法人登記等に係る経費		5万円	
④販売促進に係る経費		35万円	

※経費区分ごとに1,000円未満は切り捨て

※若者・シニア…申請日時点でそれぞれ35歳未満・55歳以上の者

※「消費税及び地方消費税」「振込手数料」は対象外

①事業所賃借料

申請日の6ヵ月前の日から3ヵ月後の日までに契約した事業所の借上げに要する経費(敷金、礼金、共益費、駐車場費、光熱水費、仲介手数料を除く賃貸借契約上の月額賃料。)

※住宅兼用になっている事務所や間借り物件は補助対象外

②事業所改修費用

新たに開設する事業所の外装・内装・設備(備品を除く)に係る工事費用

③法人登記等に係る経費

法人登記・商号登記に係る費用、登記の際に司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費

④販売の促進に係る経費

広告宣伝費、パンフレット等作製費、ホームページ製作費

4. 補助対象期間

①: 賃貸借契約日の属する月の翌月の1日と申請日のいずれか遅い方の日から1年間

②~④: 申請日から1年間

※申請日以前に契約(事業所の賃貸借契約は除く)・発注した経費は補助対象経費となりませんので、ご注意ください。

申請書の作成・提出

作成

大分市ホームページから各種申請様式をダウンロードし、作成してください。

制度の詳細、各種申請様式については、大分市ホームページをご覧ください。

トップページ>「仕事・産業」>「企業支援・企業誘致」>「創業・経営支援」>「創業支援」>「大分市創業者応援事業補助金の募集についてお知らせします」

提出

大分市産業活性化プラザまで、電話で事前予約のうえ、申請書類をご提出ください。

申請時には、受付担当相談員の前で、

申請者本人に事業内容等についてのプレゼンテーション(10分程度)を行っていただきます。

※大分市産業活性化プラザの受付担当相談員は申請書類等の作成に当たって一部の申請者を利するような助言を行うことができません。予めご了承ください。

審査方法

提出された事業計画書等について、外部の有識者が、

「新規性」「競争優位性」「成長性・収益性」

「実現可能性・継続性」「地域への貢献度」「支援の必要性」等の

内容を審査し、その審査結果をもとに市が交付決定します。

不採択となった方には、別途、市から通知を行います。



お申込み・お問合せ先



大分市産業活性化プラザ

Oita City Industrial Development Plaza

〒870-0839 大分県大分市金池南一丁目5番1号(J:COM ホルトホール大分2階)

電話：097-576-8879 FAX：097-544-3011

E-mail：sangyo-plaza@horutohall.jp